

# 介護保険負担限度額認定申請書

富田林市長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	-----	被保険者番号	
生年月日		個人番号	
住 所	〒	連絡先	
入所（院）した介護保険施設 の所在地及び名称（※）	〒	連絡先	
入所（院） 年月日（※）		（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ	-----	
	氏 名	-----	
	生年月日		個人番号
	住 所	〒	
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒	
	課税状況	市町村民税	課税 ・ 非課税

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者		受給している全ての年金の保険者に○をしてください  日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済		
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額特別控除後と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 <small>（受給している年金に○をして下さい） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。</small>				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額特別控除後と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。 <small>（受給している年金に○をして下さい）</small>				
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額特別控除後と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 <small>（受給している年金に○をして下さい）</small>				
預貯金等に関する申告 <small>※通帳等の写しは別添</small>	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万円）、④の方は550万円（同1550万円）、⑤の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下の場合）、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。				
	預貯金額	円	有価証券 <small>（評価概算額）</small>	円	その他 <small>（現金・負債を含む）</small>	円

市 処 理 欄	交付年月日	認定事由	利用者負担段階	第 段階	要介護度	支援（ ） 介護（ ）
	年 月 日	課税・非課税 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 老福年金 <input type="checkbox"/> 給付制限 <input type="checkbox"/> 境界層該当	判定所得金額	円	結果	1. 該当 2. 非該当
	適用年月日		非課税年金額	円		
	年 月 日		単 身	以下・超	備考	
	有効期限		夫 婦	以下・超		
年 月 日	預貯金等合計額	円				

裏 面 も ご 記 入 く だ さ い

# 同意書

富田林市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

< 本人 >

住所

氏名

< 配偶者 >

住所

氏名

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・携帯）
申請者住所 〒	本人との関係

## 注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付下さい。
- (3) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- (4) この申請情報は、富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に管理します。